

# 誓 約 書

1. 平成23年度〔第33回〕入間万燈まつり一般出店要領に定めてあることを遵守します。
2. 一般出店要領で定められたことに違反した場合、出店の取り消し等をされても、異議の申し立てをしません。また、その場合は出店料の返還等を求めません。

## 注 意 事 項

- ※ 出店責任者、出店副責任者について
  - ・ 出店責任者とは、まつり当日、出店時間の大部分を出店に直接参加し、出店に関する責任を負う者。
  - ・ 出店副責任者とは、出店責任者を補佐し、出店責任者が不在の時はこれに代わる者。
- ※ コンセントを申し込む際は、使用する電気器具の消費電力を必ず確認し記入すること。使用する電気器具、消費電力等が不明の場合は、申し込みを受け付けない。また、申し込んだ電気器具以外をコンセントに接続することはできない。なお、消費電力が1,500Wを超える電気器具を使用したい場合は、自己の責任において発電機等を用意すること。
- ※ 飲食物を販売する場合、取り扱う食品は、極力、販売等する直前に加熱するものとする（焼きそば、おでん、焼き団子等）。おにぎり、刺身等、直接手指が触れたり、直前の加熱がないものの取り扱いを避けること。また、色々な食品を取り扱うのは避け、まつり当日に調理できるものにする。
- ※ 出店料は1区画5,000円（彩の森入間公園内は原則4,000円）とする。ただし、万燈協賛者（出店の申し込みが団体の場合はその団体、個人の場合はその出店責任者）は協賛金1口につき1区画免除する。また、通りへの出店は道路使用許可申請料（県証紙代）として2,500円を支払うこと。
- ※ 申し込みに必要な書類等が調っていない場合は、申し込みを一切受け付けない。
- ※ 申し込みの締め切りは、平成23年8月19日（金）午後4時30分とする。
- ※ 申し込み後の変更及び返金等は、平成23年9月16日（金）午後5時以降一切できない。
- ※ 出店料等は、申し込み時に申込書等に添え、釣銭のないように支払うこと。

### 処 理 欄

- 顔写真                       資格証明書写                       道路使用許可申請書                       商工会会員
- 仮設食品店開設届                       保菌検査結果                       万燈協賛(口数：                      )

整理番号	味・市・商1・商2 夢・な1・な2	特記事項
受付日	平成23年8月                      日	
出店証番号		
受付者		